# 平成30年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成30年12月6日(木) 午前9時30分~午後0時5分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)												
	職		出欠	氏		名	職		出欠	氏	名	
委	員	長	0	大 島	昌	弘	副委員長		0	中村	節子	
委		員	0	伊 藤	陽	_	委	員	0	奥 田	勉	
	<i>II</i>		0	髙 橋	芳	市	"		0	小谷野 晴夫		
							出席	6人	欠席	0人		

説明のために出席した者											
職	氏 名	職	氏 名								
健康福祉部長	山中宏美	教 育 次 長	坪 山 仁								
社会福祉課長	小川幸男	こども福祉課長	落合好枝								
高齢福祉課長	瀬下忠司	健康增進課長	所 光子								
教育総務課長	小谷野 雅美	学校教育課長	海老原 忠								
生涯学習文化課長	手塚芳子	文 化 財 課 長	山口耕一								
スポーツ振興課長	北條均	教育施設整備室長	伊澤仁一								

事務局														
	職				E	名	職			氏 名		<u>Z</u>		
事	務	局	長	星	野	登	議	事	課	長	上	野	和	芳

- ○議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員、相澤康男議員、石川信夫議員、 五戸豊弘議員
- ○一般傍聴者 なし
- 1. 開会
- 2. あいさつ 大島昌弘委員長
- 3. 概要録署名委員 髙橋芳市委員

### 4. 事件

(1)付託事件審査について 補足説明 なし 現地調査 なし

議案第63号 平成30年度下野市一般会計補正予算(第4号) 【所管関係部分】

質疑・意見

#### [歳入]

なし

### [歳出]

## 3款1項2目 障がい福祉費

- ○髙橋委員: 障がい者給付事業における扶助費について、利用者増による300 万円の増額という説明であったが、利用者は何人で、どのくらいの人数がふ えてきているのか。それに伴い高齢者が補装具を必要となったのか。
- ●社会福祉課長: 扶助費300万円については、障がい児あるいは障がい者の補装具の新規交付・修理に伴う費用を扶助しているものである。10月末現在で、申請済み額が約840万円であった。それに伴い、来年の3月までに見込まれる費用を計上させていただいたもので、障がい児への新たな交付については2件、修理は3件、障がい者への交付については20件、修理は10件程度見込んだものである。委員ご質問の、ふえているという人数の把握はしていない。
- ○髙橋委員: 高齢者がふえているのか、子供たちがふえているのか、その辺は。
- ●社会福祉課長: 年齢で集計をしていないので…。障がい児については、新たな交付が2件、修理は3件ということで見込んでいるわけで、障がい者については年齢で分けていないので把握していない。
- ○中村副委員長: 障がい児給付事業について、3,830万円は放課後等デイサービスのお金であると聞いた。高額だが、何人分の給付費であるのか。
- ●社会福祉課長: 放課後等デイサービスの今年度上半期については、全体で 1,031件、月平均にすると180件前後というところである。上半期分の増加分 を見込み、後半分を含めたもので補正を見込んでいる。

# 3款1項5目 ふれあい館費

- ○中村副委員長:総括質疑で答弁いただいたが、再度伺う。ふれあい館の改修 事業は、今年度分のプール・浴槽のろ過改修を来年度に回して、照明の修理 とあわせて来年度4カ月間休館して実施するということでよろしいか。
- ●社会福祉課長: ふれあい館修繕工事の来年度の予定については、30年度で見

込んでいたプール及び浴槽のろ過機を31年度に先送りしたということである。また、空調設備の改修、照明関係のLED化をするということで予定している。

# 3款1項7目 ゆうゆう館費

- ○中村副委員長: ゆうゆう館は、デイサービスと温浴施設部分の空調を修理するということで、暑くなる来年の夏までに何とかしたいという話を伺ったが、 実際にはいつ頃から工事にかかる予定でいつ頃終わる予定か。
- ●社会福祉課長: 副委員長の話のとおり、補正は、デイサービス部分と利用者が多い風呂の部分について、先行してやりたいということで、来年2月頃に契約し、6月半ばの完了を見込んでいる。

## 3款2項5目 児童館費

- ○髙橋委員: 国分寺駅西児童館増築・改修で150万円の補正であるが、どのような追加工事が出たのか。
- ●こども福祉課長: 国分寺駅西児童館については、2階がコミュニティセンターとして公園の敷地内にて運営しており、不特定多数の利用者があるということで、駅西児童館の増築・改築に当たって現場をよく見たところ、児童館の建物の南側にあるプレハブを壊して建てるわけであるが、そこに仮囲いをする必要があるだろうということで、安全を確保するための補正ということで今回上げさせていただいた。
- ○髙橋委員: 工事用の安全を確保するための囲いをすることは、最初の見積も りには入っていなかったのか。
- ●こども福祉課長: 当初の見積もりには計上していなかった。

# 10款1項2目 事務局費

- ○中村副委員長: 学校教育運営事業における非常勤職員報酬で、学校医内科医 1人分がふえているが、その理由を伺う。
- ●学校教育課長: 学校医について、児童生徒数が300名を超える学校では、2 名を配置するということとなっている。昨年度の見込みでは国分寺東小学校 は300名を超えない予定だったが、今年度300名を超えたため1名追加させて いただいた。
- ○中村副委員長:了解した。学校医健康管理医とは、どういう方か。
- ●学校教育課長: 学校医の方にお願いしているが、実際の内容としては、健診等のほかにインフルエンザ等で学校閉鎖・学級閉鎖をする際に判断を仰いだり、学校給食保健委員会を開催する際に、アドバイザーとして参加いただいたりしている。また、学校全体の保健衛生管理面を担うとともに、教職員の

健康面の相談に乗っていただくための、産業医に代わるような立場としてお 願いしている。

# 10款6項2目 体育施設費

- ○髙橋委員: 大松山運動公園拡張整備事業の減額について、説明願う。
- ●スポーツ振興課長: 大松山運動公園拡張整備事業の陸上競技場管理棟整備工事については、議案第77号の「工事変更請負契約の締結について」で提案した内容と関連している。29・30年度の2カ年で継続事業として実施している同工事は、設計と現場状況での違いにより増額の変更契約をしたが、変更契約額に対し当初予算額のほうが多く不用額が発生したため、今回減額をするものである。
- ○髙橋委員: 了解した。
- ○中村副委員長: 議案第77号では1,271万円の増額となっているが、全体としては4,900万2,000円の減額となっている。どうして減額になったのか、内容を伺う。
- ●スポーツ振興課長: 契約金額では変更前が11億3,508万円、変更後が11億4,779万1,600円であるので、1,271万1,600円の増額となる。当初予算額では、29・30年度の継続費で11億9,679万4,000円に対し、変更契約額が11億4,779万1,600円、600円は繰り上がりとなり、11億4,779万2,000円となる。その差額分が4,900万2,000円となるので、減額ということになる。実際の入札残が発生しているということでご理解いただきたい。
- ○中村副委員長:了解した。

# 10款 3 項 3 目 学校改修費

- ○中村副委員長: 石橋中学校改修事業の減額理由を伺う。
- ●教育施設整備室長: 石橋中学校の大規模改修関係については、工事の執行残によるものがほとんどである。委託料の部分で大規模改修工事、仮設の設置工事の監理費用、仮設校舎の借上料について、2カ年で支払うべき契約金額が入札により確定したところである。月額の金額によりそれぞれ不用額が発生したということで、委託料が149万5,000円、借上料が2,212万8,000円の予算の減額をお願いするものである。それから、工事については、当初は出来高として43%程度を見込んでいたが、業者が決まって実際の工程を再度精査いただき、どのくらいできるのかを確認したところ、23.1%程度しかできないということがわかったため、それに伴い、出来高に基づく契約をお願いした結果、3億5,224万7,000円が減ったということで、それを翌年度に回すための減額である。

# 4款1項1目 保健衛生総務費

- ○小谷野委員: 妊娠サポート事業における、風しん予防接種について伺う。世代によっては予防接種を受けていない世代があり、その方たちに予防接種を受けていただくよう、国で進めているところである。この補正予算額に関し、予防接種の対象者を伺う。
- ●健康増進課長:下野市では、妊娠を希望する女性とその配偶者に補助をしている。風しん単独の予防接種については3,000円の補助を、MRという風しんとはしかが一緒に入っているワクチンを接種した場合には5,000円の補助をしている。風しんの流行により予防接種を受ける方が多くなっており、今回補正をさせていただいたところである。県においては、妊娠を希望する方とその配偶者及び同居者に関して、無料で抗体の有無に係る検査を受けられるようになっているので、そちらを利用いただきたいと思う。国では30~50代にかけて、検査を無料にするというような方向であり、その辺の動向を見極めていきたい。
- ○小谷野委員: 今後は国の動向を見極めてという説明があったが、そうなった場合はまた補正が上がるということか。
- ●健康増進課長: 妊娠を希望する方と配偶者ということに変わりはないが、国では定期接種等について考えているようであるので、そのときには国の動向に応じて市でも対応しなくてはならないという意味でお答えをした。

# 3款2項6目 放課後児童健全育成費

- ○奥田委員: 学童保育事業における庁用器具購入費について、器具とはどのようなものかを伺う。
- ●こども福祉課長: 今回の補正は、国分寺駅西児童館の学童保育室整備に絡んでいるものである。国分寺小学校の学童保育については、学校敷地内と駅西児童館で実施している。今回の駅西児童館の増築改修によって、プレハブの環境は改善されるが、子どもたちが多くなってきており、狭いという点についてなかなか解消できない状況である。国分寺小学校の敷地内に建物を建てて学童保育を実施しているが、そのほかに国分寺小学校内で学童保育に利用できる部屋がないかということで学校に相談した結果、体育館のミーティングルームの使用について提案があり、教育総務課の承認も得られたので、開設に向けて備品をそろえるために補正予算を計上するものである。備品の内容としては、学童保育室運営のために必要なものということで、冷蔵庫や電子レンジ、ポット、電話機等である。

#### 国分寺小学校スクールバス運行管理業務

○中村副委員長: 第4表、債務負担行為補正の内訳を伺う。31年度以降は本格

的に稼働すると思うが、30年度はどのくらいになっているのか。

●教育総務課長:30年度は準備期間ということで支払いは発生しない。31、32、33年度の3カ年の履行期間ということで、4,244万1,000円を計上している。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第65号 平成30年度下野市介護保険特別会計補正予算(第2号)

#### 質疑•意見

#### 2款2項4目 介護予防住宅改修費

- ○髙橋委員: 介護予防住宅改修費負担金について、件数を伺う。また、今まで と比べてどのくらい多くなっているのか。
- ●高齢福祉課長: 前年度10月末現在と比べると、前年度が18件、今年度が24件ということで6件増加している状況である。金額としては前年度対比で75%の増となっている。
- ○髙橋委員: 最高額ではいくらになるのか。
- ●高齢福祉課長: 住宅改修費については、改修費の限度額が20万円であり、個人負担額が1割負担の方の場合は給付額が18万円ということになる。

### 2款1項5目 居宅介護福祉用具購入費

- ○中村副委員長: 居宅介護福祉用具購入費について、どのような用具が購入されたのか。
- ●高齢福祉課長: 要介護1から5までの方の居宅介護福祉用具購入費で、福祉 用具については、保険給付の対象となる用具が決まっており、主に、腰かけ 便座や入浴用の補助いす等である。

### 2款2項3目 介護予防福祉用具購入費

- ○中村副委員長:介護予防福祉用具について、どのようなものが購入されたのか。
- ●高齢福祉課長:介護予防サービス給付費については、要支援1と2の方に対する給付である。購入したものは、居宅介護福祉用具とほとんど同じものである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第71号 下野市こども医療費助成に関する条例の一部改正について

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

## 議案第72号 下野市保育園設置条例の一部改正について

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

# 議案第74号 下野市立学校設置条例の一部改正について

質疑•意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

## 議案第75号 下野市公民館設置条例の一部改正について

- ○奥田委員: この中で、市民以外の者が利用する場合は使用料 2 倍とするとあるが、市民以外とは市民が一切入っていないという意味なのか。
- ●生涯学習文化課長: 市外など入場料を徴収する場合は2倍とするということである。書かれたとおりで、申込者が市外の方の場合に2倍とするという考えである。
- ○奥田委員: 申込者と利用者について、申込者が市民以外の方で、利用者に市 民が入っている場合はどうなのか。
- ●生涯学習文化課長: 申込者が市外の方である場合、利用者に市民が入っていても、こちらでは判断できないので2倍ということになると思う。
- ○奥田委員: 市民以外の方が申し込む場合に、利用者の中に市民がいてもわからないとの回答であったが、入場料の件に関しては、市民が申し込んで、仲間内だけで会費を取ったりしている場合には、やはり把握できないということでよいか。
- ●生涯学習文化課長: 申請を信じてやっているところである。

- ○中村副委員長: 備考にピアノの利用に関して、利用者が調律を希望する場合 は実費負担とするとあるが、定期的な調律はあるがそれ以外にということで 理解してよいか。
- ●生涯学習文化課長: そのとおりである。
- ○中村副委員長: すべて利用者だけが払うのかと思ったので。了解した。もう一つ、南河内公民館の部屋の配置について伺う。今までは1階の教科書閲覧コーナーというか、正式な名称は忘れたが、小中学校の教科書が見られる部屋があったが、それはどこにいったのか。
- ●生涯学習文化課長: 教科書センターは、南河内図書館の2階のボランティア 室へ移動となった。
- ○中村副委員長: 教科書センターがボランティアセンターに移動するという ことだが、ボランティアセンターがなくなるということでよいか。
- ●生涯学習文化課長: 図書館とボランティアの方の了解を得て、ボランティア 室の隣の部屋に物は置かせていただき、あとは空いている部屋を使うという ことになった。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

#### 議案第76号 下野市都市公園条例の一部改正について

- 〇中村副委員長: 陸上競技場フィールド使用料について、専用利用と貸切利用 の違いについて伺う。貸切利用はサッカーに限るということか。
- ●スポーツ振興課長: フィールドの専用利用は、陸上競技における大会や団体での利用を想定している。トラック以外の種目が対象となり、幅跳び、三段跳び、走り高跳び、棒高跳び、砲丸投げ等となる。貸切利用については、天然芝内の、インフィールド内でのサッカーの利用を想定している。
- ○伊藤委員: 陸上競技管理棟について、シャワーは1回100円となっているが、 利用人数に関係なくシャワー室1回の利用ということでよろしいか。
- ●スポーツ振興課長: シャワー室については会議室等と同様に大会開催時の みの貸出を想定しており、コインシャワーではないので、1人1回当たり100 円としている。
- ○伊藤委員: 了解した。放送設備、写真判定機は1回ということで、利用時間 に関係なくということでよろしいか。
- ●スポーツ振興課長: 1回当たりである。連続した大会であっても、3日間の

連続した大会であれば、3日分をいただくということである。

- ○中村副委員長: この料金には消費税はかかるのか。ほかの場所を使用した時にかかることがあるので、税抜き、税込みが書いていないので伺う。
- ●スポーツ振興課長: 備考欄に、「使用料は表に定める額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする」となっている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

#### 議案第77号 工事変更請負契約の締結について

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

### 議案第81号 財産の無償貸与について

#### 質疑・意見

- ○髙橋委員: 民間に貸与した場合に固定資産税等はどうなるのか。
- ○大島委員長: 所管が税務課になると思うが、関連事項なので確認して、後日 委員会に報告してもらいたい。
- ○中村副委員長: 民営化した場合には、保育料はどのようになるか。
- ●こども福祉課長:保育料については、児童の年齢と保護者の収入によって決定するので、公立であっても、民営化してからも変わらない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

# 議案第82号 財産の無償譲渡について

- 〇中村副委員長: 議案第81号は無償貸与であり、こちらは無償譲渡である。これを分けた理由を伺う。
- ●こども福祉課長: 民営化するに当たり、子どもたちの環境が著しく変わることがないように、今まで慣れ親しんだ建物でそのまま保育をしていただくという意味で、そのまま使っていただくことにしている。また、建てかえに当

たっては、公立で建てかえると補助等がないため、民営化後に建てかえることでお願いし、そのまま譲渡ということにした。

- ○小谷野委員: 平成31年4月1日をもって譲渡するということになっているが、建てかえるまでの間の補修等についても市では一切行わず、あくまでも 民間事業者のほうで補修をしていくということでよろしいか。
- ●こども福祉課長: 民営化に当たり、今までに屋根の補修等、保育を行うに当たっての維持補修等は行ってきたが、民営化後については建物の修繕等が必要となった場合には民間事業者にお願いすることになっている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

#### 一 執行部退席 一

陳情第2号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する 陳情

- ○伊藤委員: 助成制度の決定、財源、このお金はどこで負担するのか、それを 次世代へ先送りして負担をかけるのかという部分まで想像してしまう。
- ○大島委員長: 財源措置は国、県で50、50ということだが、最初100億円だった予算規模が400億円にふえて、現在の疾患数が330まで数がふえていることを考えた時、医療費が無限に増大傾向の中で、次の若い世代に負担を強いるのはいかがなものか、という意見でよろしいか。
- ○髙橋委員: これは医療費等を上げないでくれという要望である。これは所得に応じて難病でも医療費を取るような国の方針でいくのを止めようとしていると思う、この難病の人たち、この家族に負担がかかってくるので。軽減はしてもらいたい気持ちはあるし、少し迷っている。
- ○中村副委員長: 平成26年7月時点では56疾病だけが難病医療費の助成制度 対象だったが、30年3月までかけて、4月からは、331疾病が対象となること になったとある。広く救済するということで、今までと同じ内容で助成費を 払っていくと、この先大変なことになると私も感じているので、難しい陳情 なのかなとは思っている。
- ○小谷野委員: 副委員長がおっしゃったが、300を超える疾患の方が対象になるということ。保険制度自体を今の人たちが安いまま利用していて、子や孫の世代にその負担をかけていいのかという話だと思う。負担できる人、ある程度の高額所得の人に対してはそれなりの負担をお願いするという制度な

ので、制度を維持していく以上は負担をお願いしていく。国民健康保険など はそういう形になっているので、見直し制度に関しても、長期にかかる人は そのままの金額でいくとか色々な形の手当てができていると思うので、私は 不採択でよいと考えている。

- ○奥田委員: 高齢者の中には高所得者がいると思うので、一括して高齢者の医療費を下げるとか無料にするということは、財源確保に関して問題があると思う。小谷野議員の意見のとおり、ある程度の所得がある方には応分の負担をしてもらった方がよいと考えている。
- ○髙橋委員: 高額所得者からという流れになっていると思うが、この陳情書を 見ると患者には負担をかけたくないという気持ちもあるようだ。その流れを 止めるために出してきているのかなとも思う。確かに患者としては無料化に なればよいだろうけど、国の財政が高額所得者からとるような方向になって いるので。
- ○小谷野委員:高額所得者からとれということではなく、所得がある方はそれなりの負担をお願いしますということである。この陳情は、所得があっても今まで同様の少ない料金で医療を受けさせてくださいという話であると思う。一般の方もみんなそれなりの負担をしているわけであり、これから少子化が進んで高齢者がふえてくる、また、今回の難病の指定も300以上にふやしていることを考えれば、その財源のことを考えると、負担できる人に負担していただきましょうという方向が、制度を維持する以上必要である。負担できない人に負担しなさいと言っている話ではなく、所得に応じた形の負担割合を設定しているので、高額所得者の人がみんな負担しなさいということではない。所得がある人にそれなりの負担をお願いしますという話である。保険制度を維持する意味でも、今後肩車の社会になっていくということを考えると、負担できる人には負担してくださいというのが保険制度を維持する上でも大切だと思うので、今だけ良ければ、後は未来の人に負担させればという考え方はおかしいと思う。
- ○中村副委員長: 要旨及び理由の一番下のところに、「患者数を理由に対象疾患外しを行わないこと」とあるが、これについては賛同できる。ここで331疾病と決まったのに人数が少ないから外すというふうな方向には・・・。
- ○小谷野委員: 逆である。ある程度人数がふえれば指定難病ではない。原因が わからない、治療方法がわからないというのが難病であり、何パーセント以 上の人がいる難病は指定難病ではなくなるという話である。少ないから外す のではない。
- ○中村副委員長: 了解した。

採決の結果、全員一致で不採択とすべきものと決す。

陳情第3号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する 陳情

#### 質疑・意見

- ○髙橋委員: 陳情第2号と同様の意見である。
- ○小谷野委員:制度を維持するためには、ある程度仕方ないという思いである。 日本が誇るこの保険制度を維持するためには、現役世代がどんどん少なくなっていく中で、この医療制度を子や孫の世代に残せるのかという心配を強く 感じているので、不採択すべきと考えている。
- ○奥田委員: 小谷野委員と同じ考えである。
- ○伊藤委員: 先ほどと同じである。小谷野委員と同じで、払える人には払っていただき、次世代に負担を残さない、次世代に負わせないということで制度を維持できる方向として考えた方がよいかと思う。

採決の結果、全員一致で不採択とすべきものと決す。

陳情第4号 精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象に することを求める陳情

#### 質疑・意見

- ○中村副委員長: 補足資料を見ると、関東地方では東京都と栃木県だけ助成が 行われていないとなっているが、東京都も来年1月1日から助成制度が施行 されるとのこと。栃木県だけ遅れているというのはよくないと思うので、採 択とすべきと思う。統合失調症やうつ病などで苦しんでいる人がたくさんい ると思うので採択したい。
- ○髙橋委員: 補足資料を見ても栃木県だけが取り残されている感じなので、採 択でよいと思う。
- ○小谷野委員: この教育福祉常任委員会のメンバーが決まった時に、障がい者福祉の充実をみんなで頑張っていこうという提案をさせていただき、委員の皆さんにも賛同いただいた。身体障がい者だけでなく、精神障がいについてもかなりの人々が大変な思いをしている中で、他県に出遅れているという形ではまずいと思うので、県に提出することに対しては賛成したい。

採決の結果、全員一致で採択すべきものと決す。

# [要望すべき事項] なし

その他

閉 会